

平成 29 年 2 月 提出

大船渡市議会議長 様

市議会議員 森 操

研修（視察）報告書

研修主催者/研修項目/研修場所

研修項目：(1) これからの地方創生について
(2) QC手法を用いた一般質問の組み立て
(3) 地方自治法の位置づけと概要

講座名：地方政治研究講座

主催者：地方政治クリエイト 講師；伊藤秀昭

場 所：青森会場・道の駅「ゆーさ浅虫」会議室

日 時：平成 28 年 7 月 30 日（土）10：00～16：30

研修報告

(1) これからの地方創生について

各市が取り組む「まち・ひと・しごと総合戦略」をいかに深化させるか、という角度から提供資料を基に講義を受けた。そのための政策として、①固有の生業の維持創造を地方創生の根幹に置く②地方経済が大きな転換点にあることを地方創生に活かす③地方創生の実効を上げるため自治体間連携を強化する。と言う方向性に納得した。そして、そのために心しなければならない 10 カ条のチェック項目を示された。ここでは省略させていただきますが、議員として有意義な研修を受けたと思います。

(2) QC手法を用いた一般質問の組み立て

講師は 6 期 24 年間市議会議員の経験から、企業の QC（Quality Control）を応用して問題解決を進める基本的な考え方を、科学的にアプローチするユニークな手法を紹介した。地方政治の目的は「住民福祉の増進」、その住民の代表が議員であり、その目的のために行政を質し、質疑し、提案する場が「議会」、そして「このまちに住んで良かった」と住民の満足度を高めていく。QC的な考え方、事実を見える化する QC 7 つ道具、効率よく進める QC ストーリー、そして QC 手法（PDCA）を一般質問の構成に当てはめる内容であり、大いに参考になりました。

(3) 地方自治法の位置づけと概要

法治国家における議員は憲法・地方自治法の下にあることを認識して、地方自治法の「第一条の目的「住民の福祉の増進を図る事を基本として、行政を実施する役割を担う（主旨）、第 2 条の地方公共団体は法人とする」など改めて、学習しました。

今後は、常に地方自治法や市条例・規則を手元に置き、その根拠を確かめながら、議員活動を行う事を学びました。

以上